



南部箕蚊屋広域連合告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の13第1項の規定に基づき、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めるので、同法第78条の16第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年9月20日

南部箕蚊屋広域連合長 坂本 昭文



1 市町村長指定期間

平成24年10月1日から平成27年3月31日まで

2 市町村長指定区域

南部箕蚊屋広域連合管内全域（南部町・伯耆町・日吉津村）

3 市町村指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

4 効力が生ずる日

平成24年10月1日